


第 4517 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月 2日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 法人税、当初申告要件の廃止

Q：平成23年の12月の改正で、当初申告要件が廃止されたそうですが、どんな制度がこの対象になるのですか？

A：次のような制度が対象になります。

【解説】

当初申告要件とは、確定申告等にその適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合や一定の書類を添付した場合に限り適用され、修正申告などでは適用が受けられないという内容のものです。これが、改正によって修正申告などでも適用が受けられるようになりました。対象となる制度には、次のようなものがあります。

- ①受取配当等の益金不算入
- ②外国子会社から受ける配当等の益金不算入
- ③国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
- ④会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入
- ⑤協同組合等の事業分量配当等の損金算入
- ⑥所得税額控除
- ⑦外国税額控除
- ⑧公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例
- ⑨引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例
- ⑩特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例
- ⑪特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例
- ⑫特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例

